

## 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度 Q & A

### (用語の解説)

- ・「府大」とは、大阪府立大学をいう。
- ・「市大」とは、大阪市立大学をいう。
- ・「高専」とは、大阪府立大学工業高等専門学校をいう。
- ・「大学等」とは、府大、市大及び高専をいう。
- ・「JASSO」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- ・「府新制度」とは、大阪府の実施する大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度をいう。
- ・「国新制度」とは、国の高等教育の修学支援新制度をいう。

### (目次)

1. 支援(減免)額について	2
2. 入学料、授業料の納付等について	3
3. 国新制度との関係について	3
4. 支援対象者について	4
5. 大阪府内への在住要件について	5
6. 大学等に進学するまでの期間、年齢要件について	5
7. 国籍・在留資格に関する要件について	7
8. 家計の経済状況(所得・資産)に係る要件について	7
9. 生計維持者の考え方について	10
10. 申請手続きの時期について	10
11. 社会的養護を必要とする者について	11
12. 学業成績・学習意欲に関する要件について	11
13. 支援期間について	12
14. 支援期間中の要件(打切り(廃止)・停止・警告)について	12
15. 支援額の返還・徴収(対象認定の遡及取消)について	14
16. 申請手続きについて	14

## 1. 支援（減免）額について

Q 1 授業料や入学金の具体的な減免（支援）額はいくらですか。

A 1 以下のとおりです。

ア. 大阪府立大学における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援（減免）額	授業料支援（減免）額	
A区分	減免対象額の 全額免除	282,000円	535,800円	【前期】267,900円
				【後期】267,900円
B区分	減免対象額の 2/3免除	188,000円	357,200円	【前期】178,600円
				【後期】178,600円
C区分	減免対象額の 1/3免除	94,000円	178,600円	【前期】89,300円
				【後期】89,300円

イ. 大阪市立大学における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援（減免）額	授業料支援（減免）額	
A区分	減免対象額の 全額免除	(市内在住)222,000円	535,800円	【前期】267,900円
		(府内在住)282,000円		【後期】267,900円
B区分	減免対象額の 2/3免除	(市内在住)148,000円	357,200円	【前期】178,600円
		(府内在住)188,000円		【後期】178,600円
C区分	減免対象額の 1/3免除	(市内在住)74,000円	178,600円	【前期】89,300円
		(府内在住)94,000円		【後期】89,300円

ウ. 大阪府立大学工業高等専門学校における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援（減免）額	授業料支援（減免）額	
A区分	減免対象額の 全額免除	84,600円	234,600円	【前期】117,300円
				【後期】117,300円
B区分	減免対象額の 2/3免除	56,400円	156,400円	【前期】78,200円
				【後期】78,200円
C区分	減免対象額の 1/3免除	28,200円	78,200円	【前期】39,100円
				【後期】39,100円

Q 2 「授業料」と「入学金」を支援（減免）するとのことですが、施設整備費や実習費などは支援の対象に含まれますか。

A 2 大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」のみ対象となりますので、施設整備費や実習費として「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは支援の対象には含まれません。【国新制度と同様の取扱い】

## 2. 入学料、授業料の納付等について

Q 3 府制度の要件を満たす場合でも入学料を払う必要がありますか。

A 3 入学料については、入学手続きに合わせて納付いただくため、一旦納付いただく必要があります。入学後に授業料等減免制度への申請手続きを行っていただいた後、家計の経済状況等の判定結果に基づき、支援対象者に対して入学料を還付します。

Q 4 入学後に府制度を申請した場合、前期の授業料は納付する必要がありますか。

A 4 府新制度に申請を行った者については一旦授業料の納付期限を猶予の上、家計の経済状況等の判定結果に基づき、支援対象者に対して授業料の減免等の支援を行います。

## 3. 国新制度との関係について

Q 5 学生本人を含めて4人世帯で年収が350万円程度ですが、国新制度と府新制度の両方に申し込まなければいけませんか。

A 5 国新制度と府新制度は別制度のため、支援（減免）を希望される場合は、それぞれに申し込む必要があります。

質問の例では、国新制度における支援区分が第Ⅲ区分（1/3 減免）に認定された場合、府新制度においてはB区分（2/3 減免）の認定を受けることとなり、両制度による支援額を併せると全額減免となります。また、質問の例において、国新制度への申込みを行わない場合は、府新制度による支援（1/3）しか受けられませんのでご注意ください。

なお、国新制度の収入基準への該当の有無については、JASSO ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で具体的に確認することができます。

Q 6 生活維持者が生活保護法の生活扶助を受給していますが、府新制度にも申し込む必要がありますか。

A 6 生活維持者が生活保護法の生活扶助を受給している場合は、国新制度における第Ⅰ区分に認定され、授業料等については、国新制度において全額減免になりますので、府新制度への申込は不要です。

ただし、国新制度における支援区分がどの区分に認定されるか不明な場合は、国新制度と府新制度の両方に必ず申し込むようにしてください。

#### 4. 支援対象者について

**Q 7 支援の対象となる学生の範囲を教えてください。**

A 7 府大及び市大の学部・学域生、大学院生（修士・博士前期課程）、高専本科4、5年生及び専攻科生（※）を対象として、令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により実施します。

※留学生は除きます。

**Q 8 令和2年（2020年）度において既に入学している在校生は支援の対象になりますか。**

A 8 令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により実施しますので、それまでに入学されている在校生については支援対象外となります。

**Q 9 令和2年（2020年）度に高専本科4年生に進学するのですが、支援の対象になりますか。**

A 9 対象外となります。令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により実施し、高専本科生については、令和2年（2020年）度高専本科入学生が4年生となる令和5年（2023年）度より対象となります。

**Q 10 編入学生は支援の対象になりますか。**

A 10 編入学生については、令和2年（2020年）度入学生が編入学年次と同学年となる年度から対象となります。ただし、学士の学位を取得した者は支援の対象外となります。

（例）

・府大、市大の場合

令和2年（2020年）度入学生が3年次となる令和4年（2022年）度編入学生から支援対象。

・高専の場合

令和2年（2020年）度入学生が本科4年次となる令和5年（2023年）度編入学生から支援対象。

**Q 11 大学院で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。**

A 11 長期履修学生は支援の対象外となります。

**Q 12 長期履修制度を利用していたが、長期履修期間を短縮し通常履修になった場合は対象支援の対象になりますか。**

A 12 支援の対象となりません。

## 5. 大阪府内への在住要件について

**Q13** 学生本人及びその生計維持者が入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となっていますが、どのように確認するのですか。

A13 申請書の添付書類として、申請者（学生本人）と生計維持者（原則父母）及び扶養親族等全員（続柄記載のもの）に関する市町村発行の住民票の写し（発行日から3ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの）を提出いただき、住所を確認させていただきます。

なお、入学日の3年前までの間において、住所の異動がある場合は、前住所地の除票の写しも提出が必要となります。

**Q14** 生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）或いは別居状態にあり、学生本人は母と同居し、父は他府県に住民票がある場合は対象外ですか。

A14 生計維持者は原則父母ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が生計維持者となり、学生本人と母について、府内在住要件を満たしていることが確認できる場合は支援対象となります。なお、この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

**Q15** 父親が単身赴任で他府県に居住している場合は支援の対象外ですか。

A15 学生本人及びその生計維持者（原則父母）が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となりますが、生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し大阪府外に在住している場合、学生本人及びもう一方の生計維持者の在住要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。

その場合、単身赴任のため、やむを得ず他府県に居住していることについて、会社の発行する証明書（辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です。

**Q16** 2年前に大阪府内に転居してきたため、入学時においては府内在住3年以上の府内在住要件を満たしていませんが、2年次において府内在住3年以上となった場合は支援の対象となりますか。

A16 大学入学時における府内在住要件で判断するため、在学中に府内在住3年以上の要件を満たした場合も支援対象とはなりません。

## 6. 大学等に進学するまでの期間、年齢要件について

**Q17** 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学等に進学する場合は対象になりますか。年齢に関する要件等はあるのでしょうか。

A17 高校既卒者や高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとしている（又は進学した）者については、次のような方が支援の対象となります。

具体的には、大阪府のホームページをご確認ください。

- ①高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日が2年を経過していない者（例えば、2018年3月に高校を卒業した場合、2020年度中に進学した者は対象となりますが、2021年4月以降に進学した者は対象外です。）
- ②高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者としてJASSOが認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの（例えば、2013年4月に高卒認定試験受験資格を取得し、2017年11月に当該試験に合格して、2020年度中に進学した者は対象となります。）
- ③「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学が認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

**Q18 「高校等を卒業後2年以内」との要件について、どの時点からどの時点までを2年とするのか、詳細を教えてください。「高校等」には何が含まれますか。**

A18 具体的には、

- ①国新制度における予約採用者の場合

高校等を初めて卒業又は修了した年度の末日から、支援の申請する日までの期間

- ②上記以外の場合

高校等を初めて卒業又は修了した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が、それぞれ2年を経過していない者が選考の対象となります。（例えば、2018年3月に高校を卒業した場合、2020年度中に進学した者は対象となりますが、2021年4月以降に進学した者は対象外です。）

また、ここで言う「高校等」は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年）又は専修学校の高等課程（修業年限が3年以上）を指します。

**Q19 病気等のやむを得ない事情によって高校等を卒業後2年以内の進学がかなわなかった場合についても支援の対象になりませんか。**

A19 支援対象外となります。

**Q20 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。**

A20 大学卒業後、大学院（市大法科大学院を含む）に直接入学した者で、大学院入学時における前年度末年齢が24歳以下の場合に支援対象となります。

**Q21 短期大学を卒業後1年経過した後、高専専攻科に入学した場合は支援の対象となりますか。**

A21 高専専攻科の場合、進学前の学校を卒業後、1年以上の期間が空いている場合には、支援の対象となりません。

## 7. 国籍・在留資格に関する要件について

Q22 国籍・在留資格に関する要件について教えてください。また、添付書類等の提出は必要ですか。

A22 日本国籍を有しない場合であっても、永住者、特別永住者等の一定の在留資格等に関する要件を満たす場合は支援対象となります。また、添付書類として、在留資格及び在留期限がわかる証明書（在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、その他住民票の写し等、在留資格・在留期限が明記されているもの）の提出により要件を確認させていただきます。

詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

Q23 在留資格が「定住者」である者については、永住の意思が認められることが支援対象の要件として設定されていますが、どのように確認されるのでしょうか。

A23 申請時に申請者本人に確認し、その旨を申告いただきます。

Q24 外国籍で、在留資格が「家族滞在」である場合には、支援の対象となりますか。

A24 「家族滞在」の在留資格の方については、日本国内に長く滞在することが必ずしも見通せないため、支援対象外となります。

## 8. 家計の経済状況（所得・資産）に係る要件について

Q25 所得についての具体的な要件（基準）や支援対象となる世帯年収の目安を教えてください。

A25 収入に関する基準としては、市町村民税の所得割の課税標準額等を基に算出した減免額算定基準額が減免額算定基礎額のいずれかの区分に該当することが要件となります。

支援対象となる年収の目安として、学生本人を含めて4人世帯の場合（※1）、年収590万円までの世帯（※2）が全額支援（無償化）の対象となります。590万円～910万円までの世帯は世帯年収や子どもの数に応じた支援となります。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合

※2 府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）における年収目安0～270万円未満の世帯については、国新制度による第Ⅰ区分（全額減免）の支援対象者となるため、府新制度では支援対象外となります。また、年収目安270万円～380万円の世帯についても国新制度による支援対象分については、府新制度の支援対象とはなりませんので、国新制度への申込みが必要です。なお、大学院については、国新制度は対象外

です。)、全て府新制度による支援対象となります。)

**Q26 所得要件の確認について、どのような書類の提出が必要となりますか。**

A26 国新制度の在学採用の申込者及び国新制度への申込みを行わない者については、申請者と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の課税証明書（原本）を提出してください。ただし、国新制度の予約採用申込者については、国新制度における収入に関する判定結果（支援区分）に基づき確認しますので、課税証明書の提出は不要です。

なお、課税証明書には次の項目が記載されていることが必要です。

**【課税証明書必要記載項目】**

①課税標準額、②調整控除額、③税額調整額、④扶養親族数、⑤控除後に係る本人該当区分、⑥合計所得金額、⑦総所得金額等

**Q27 所得要件について、どの時点での所得が判定対象となるのでしょうか。**

A27 入学時の申込にあたっては、入学料及び前期授業料の減免を対象に、申込を行う前々年1月～12月の所得を基にした住民税の課税標準額が所得要件の判定対象となります。

その後、後期授業料の減免を対象に、前年1月～12月の所得を基にした住民税の課税標準額を対象として所得要件の判定を行います。

このように、令和2年（2020年）度【入学年度】においては、入学時及び夏頃の2回、所得要件の判定を行います。

**【2020年度入学者の場合の例】**

令和2年（2020年）4月～9月の支援額（※）

⇒ 令和元年度課税証明書（平成30年（2018年）1月～12月までの所得分）により判定  
令和2年（2020年）10月～令和3年（2021年）9月の支援額

⇒ 令和2年度課税証明書（平成31年（2019年）1月～令和元年12月までの所得分）により判定

以降、在学中において、年1回所得要件の判定を行います。

※ 入学料を含む。

**Q28 平成31年（2019年）3月に大阪府内のA市からB市に引っ越しをしたのですが、令和元年度の課税証明書はどちらの市で取得すればよいのでしょうか。**

A28 課税証明書は1月1日現在の住所地で発行されます。令和元年度の課税証明書（平成30年（2018年）1月～12月までの所得分）を取得する場合は、平成31年1月1日現在の住所地の市町村へ請求する必要がありますので、この場合、A市において課税証明書の交付手続きを行っていただくことになります。

**Q29 世帯所得には、学生本人の所得も含まれますか。**

A29 所得に関しては、本人（学生等）と生計維持者（原則、父母）の合計額により、基準を満たすかどうかを判定します。本人に所得があつて市町村民税を課税される場合（※）



は、所得の判定に影響するため、本人の課税証明書等を提出する必要があります。

※ 学生本人(未成年の場合)の年収が額面で 200 万円(成年の場合には額面で 100 万円)を超えるような場合は、市町村民税を課税されることがあります。

**Q30 生計維持者に扶養される子どもが学生本人を含めて 2 人以上いる世帯についてはどのような確認を行うのですか。また、必要な提出書類等がありますか。**

A30 申請書に添付していただく住民票の写しにより確認します。なお、19 歳以上の子どもを含める場合は、当該子どもが大学等に在籍していることが条件(※)となり、確認書類として、在学(在校)証明書を提出していただく必要があります。

※ 学校教育法で定める大学(大学院は除く)、短期大学、高等専門学校等に在籍していることが必要です。

ただし、高等学校等卒業後、1 年以内のいわゆる浪人生についても特例的に大学等の学生とみなします。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

**Q31 19 歳以上の学生については、生計維持者に扶養される子どもに含まれるとありますが、当該学生の年齢制限はありますか。**

A31 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校等に在籍している学生であれば、年齢による制限はありません。

**Q32 生計維持者が単身赴任で海外勤務しており、課税証明書が提出できない場合は支援の対象となりますか。**

A32 課税証明書による減免額算定基準額の算出・判定ができないため、支援対象外となります。

**Q33 資産についての具体的な要件(基準)と、資産の対象範囲を教えてください。**

A33 学生本人及び生計維持者の保有する資産の合計額が資産基準額に該当する必要があります。

具体的な資産の対象範囲については、大阪府のホームページをご確認ください。

**【資産基準額】**

生計維持者が 2 人の場合：2,000 万円未満

生計維持者が 1 人の場合：1,250 万円未満

**Q34 資産に関する要件について、住宅ローンなどの借入金がある場合には、他の資産額と相殺して計上することはできないでしょうか。**

A34 借入金があったとしても、これを他の資産と相殺して計上することはできません。

**Q35 資産に関する証明書類等も提出する必要がありますか。**

A35 資産に関する証明書類の提出は求めませんが、虚偽申告がないことについて書面で

誓約していただくこととなります。虚偽や不正が判明した場合には、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払いを求められることがあります。

## 9. 生計維持者の考え方について

**Q36 生計維持者には誰が含まれますか。**

A36 学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。

これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、大阪府のホームページに掲載している「生計維持者に係るQ&A」をご確認ください。

## 10. 申請手続きの時期について

**Q37 授業料減免を受けるために必要な申請手続きの時期について教えてください。**

A37 授業料減免を受けるためには、1年次については、①入学時（認定申請書による申請（※1））、②夏季に実施する「後期・継続申請」時（継続願による申請（※2））、③1年次の年度末に実施する「年度更新・継続申請」時（継続願による申請（※3））の計3回申請等の手続きが必要となります。2年次以降については、「後期・継続申請」、「年度更新・継続申請」の2回手続きが必要です。

※1 入学料及び1年次前期授業料の減免に係る申請

※2 1年次後期授業料及び2年次前期授業料の減免に係る継続申請

※3 2年次前期授業料及び2年次後期授業料の減免に係る継続申請

**Q38 入学時の認定申請において、家計の経済状況に係る要件で支援対象外と判定されましたが、継続申請期間において申請を行うことは可能ですか。その場合、継続願と認定申請書のどちらを提出する必要がありますか。**

A38 入学時の認定申請において支援対象外と判定された場合に、継続申請期間中において申請を行うことは可能です。その場合、認定申請書により申請してください。なお、1度支援の認定を受けた場合は、以後、継続願により支援の継続について申請いただくこととなります。また、家計の経済状況に係る要件により途中で支援対象外となった場合、翌年度の継続願による申請期間中に再度申請する場合についても継続願により申請してください。

**Q39** 大学等入学時において申請手続きを行わなかった場合、1年次の継続願による申請時期や2年次進級時から申請を行うことは可能ですか。

A39 大阪府内の在住要件等の必要な要件を満たしている場合は、継続願による申請時期や2年次進級時からの申請を受け付けることは可能です。その場合、当該申請時期に減免対象となる授業料相当のみ支援の対象とし、過去に遡っての支援を受けることはできません。

## 11. 社会的養護を必要とする者について

**Q40** 「社会的養護を必要とする者」とは、具体的にどのような者が該当しますか。

A40 社会的養護を必要とする者とは、満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者、又は里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

## 12. 学業成績・学修意欲に関する要件について

**Q41** 入学時において学業成績等に関する要件はありますか。

A41 入学時における学業成績の要件はありません。ただし、授業料等減免の申請時に学修計画書（対象：府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科））や、研究計画書（対象：府大・市大大学院）の提出が必要です。

**Q42** 国新制度への申請手続きにおいて学修計画書を提出しましたが、府新制度においても提出する必要がありますか。

A42 国新制度の申請手続きにおいて、大学等に学修計画書を提出している場合は、府新制度においては提出不要です。

**Q43** 在学中における学業成績等に関する具体的な要件（基準）を教えてください。

A43 府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）については、授業料減免による支援を継続して受けるためには、国新制度における学業成績基準と同様に大学等における学業成績等について、修得単位数が標準単位数以上であること等の要件を満たす必要があります。

ただし、学業成績等の要件を満たす場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準における「廃止」に該当する場合は、支援の対象外（支援認定の取消し）となります。

す。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

**Q44 大学院の学業成績はどのように判定するのですか。**

A44 入学時における学業成績の要件はありません（※）が、大学において、修士課程・博士前期課程1年次終了時に次のいずれかに該当すると判断される場合は、以降の授業料減免支援は終了となります。

①研究計画書等に対する研究の取組状況から、標準修業年限での修了が困難と判断される場合

②学修意欲や学修の実態（単位修得、出席率等）などを勘案し、学習意欲が著しく低いと判断される場合

※授業料等減免の申請時に研究計画書（対象：大学院）の提出が必要です。

### 13. 支援期間について

**Q45 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。**

A45 支援期間の上限は、原則、支援対象の学生等が在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間で、適格認定において、収入額・資産額や学業成績等の支援対象となるための各要件を満たすことが条件となります。

大学等における正規の手続きによる休学の期間については、修業年限として通算されないこととなっているため、例えば正規の修業年限4年で2年次の1年間を休学した場合、その1年間を除いて4年間分の支援が受けられます。一方、同じく修業年限4年で、休学以外の理由により支援の停止・再開となった場合は、当該停止期間も含めて、4年間分の支援となります。（停止期間中の支援額は0円ですので、実質的に支援を受けられる期間は短くなります。）

**Q46 転学域・転学部の場合も支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。**

A46 転学域・転学部をした場合は、転学先の正規の修業年限まで支援を受けられます。

### 14. 支援期間中の要件（打切り（廃止）・停止・警告）について

**Q47 どのような場合に支援が打ち切られるのですか。**

A47 府大・市大（学部・学域及び高専（本科・専攻科）については、国新制度と同様に、修業年限で卒業できないことが確定した場合や修得単位数が標準単位数の5割以下の場合等に該当する場合は各学年末に判定し、次年度以降の支援が打ち切られます。

大学院については、1年次修了時における研究計画書等に対する研究の取組状況から標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと大学において判断された場合は、2年次以降の支援が打ち切られます。

詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

**Q48 支援の打ち切りの基準に一つでも該当すれば支援が受けられなくなるのですか。**

A48 そのとおりです。

**Q49 どのような場合に警告を受けるのですか。また、警告を受けるとどうなるのですか。**

A49 府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）については、国新制度と同様に年度末に大学等が実施する適格認定の際に、修得単位数が標準単位数の6割以下である場合やGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合等に該当すると、警告の区分に判定されます。警告の区分に連続して判定された場合は、次年度以降の支援が打ち切られます。

**Q50 大学院に関しても警告はありますか。**

A50 大学院に関しては、警告はありません。ただし、Q47に記載のとおり、1年次修了時に研究計画書等に対する研究の取組状況から標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと大学において判断された場合は、2年次以降の支援が打ち切られます。

**Q51 「警告」の基準に連続で該当すれば、支援の打ち切りとなりますが、1年次に「警告」を受けた学生が、2年次に休学し、復学後に再度の警告を受けた場合、連続して警告を受けたこととなる（支援の打ち切りとなる）のでしょうか。**

A51 一度目の「警告」を受けた次の適格認定において再度の「警告」を受けた場合には、支援の打ち切りの対象となります。

**Q52 「停止」について、具体的にどの程度の期間、停止されるのでしょうか。**

A52 「停止」の事由に該当する場合には、支援対象者としての認定の効力を停止し、これが解除されるまでの期間、支援は中断（支援額が0円）となります。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

**Q53 支援の打ち切り等の事由が、月の途中で生じた場合、支援額は日割り計算されることになるのでしょうか。**

A53 支援の停止や打ち切りは、月単位で行います。

**Q54 「修業年限で卒業できないことが確定した」場合には支援が打ち切られるとのことですが、休学により卒業時期が延びた場合には、どのように扱われるのでしょうか。**

A54 正規の手続きを経て在学学校から認められた「休学」をする場合には、打ち切りの要件としての「修業年限で卒業できないことが確定」したものとは見なされず、復学後、学生等からの申し出に基づき支援が再開されることとなります。

## 15. 支援額の返還・徴収（対象認定の遡及取消）について

**Q55** 一度減免を受けた授業料等の納付を遡って求められたりするの、どのような場合でしょうか。

A55 次の場合には、一度減免された授業料の納付が求められることとなります。

- ①偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
- ②大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上）の懲戒処分を受けた場合
- ③学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合

**Q56** 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合には返還を求めることになっていますが、「学業成績が著しく不良」とは具体的にはどのような場合ですか。また、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」とは具体的にどのような事由が想定されていますか。

A56 ここでいう「学業成績が著しく不良」とは、学修の実態が認められない状況、具体的には以下のいずれかに該当する場合を想定しています。

- ①修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下（単位制によらない場合は履修科目の単位時間数の1割以下）である場合
- ②出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

また、ここでいう「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）場合を想定しており、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」に含まれません。

## 16. 申請手続きについて

**Q57** 本制度への申請を検討していますが、申請手続きはどのように行えばよいのでしょうか。

A57 新制度への申請手続きの開始は2020年4月からとなっています。また、支援に関する手続きについては、大学等へ入学後、認定申請書及び必要な添付書類等を大学等へ提出いただきます。

なお、期限を過ぎての申請等は受け付けられませんので、定められた提出期間内に必ず必要書類を提出してください。

**Q58** このQ&Aに掲載されていない質問については、どちらに問い合わせればよいのでしょうか。

A58 新制度の新着情報については、大阪府のホームページにおいて随時更新し、掲載し

ます。